

篠 監 公 表 第 7 号
平成 24 年 12 月 28 日

篠山市監査委員 畑 利 清

篠山市監査委員 林 茂

篠山市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により平成24年11月15日に提出のあった篠山市職員措置請求書について、同条第4項の規定に基づき実施した監査の結果を公表します。

篠山市職員措置請求に係る監査結果
(平成24年11月5日提出 丹南校振興会分)

平成24年12月

篠山市監査委員

篠山市職員措置請求に係る監査結果

第1 請求の受理

1 請求の受付

平成24年11月5日に下記の者から地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項の規定に基づく篠山市職員措置請求書の提出があった。

請求人

住 所 兵庫県篠山市* * * * *

氏 名 * * * * *

2 請求の概要

(1) 請求の要旨

篠山市長及び決裁者は、公金を兵庫県立篠山産業高等学校丹南校振興会(以下、「振興会」という。)に不当に負担金50万円を支出していたが21年度から補助金として45万円交付している。

負担金は、振興会会長 酒井隆明から各50万円の請求書が出されただけで支出されていた。また実績報告や会計報告も行われていない。不当な公金の使い方と言わざるを得ない。

この違法行為による、負担金・補助金の支出は、財務会計上、不当である。

市は長年にわたり兵庫県立篠山産業高等学校丹南校(以下、「丹南校」という。)に対して多額の負担金・補助金を支出していた。平成11年から20年まで50万円×9年 450万円 45万円×4年180万円の合計630万円の公金が支払われていた。

平成11年4月1日に規定された丹南校振興会規約(以下、「振興会規約」という。)第12条では「本会の経費は、各生徒の出身市町の負担とする」としている。何故、任意団体の規約に経費を「篠山市が負担する」ということを決めることができるのだろうか、市民感覚からいって容認できない。

この規約は「任意団体」の規約であり最初から公金を不当に受け取ることを目的にした規約と言わざるを得ない。

負担金とは、地方公共団体が行う特定の事業に対し特別の利害関係を有する者に、その事業に要する経費の全部または一部を負担するということであるが振興会は事業を行う団体ではなくそこに公金を負担金として長年にわたり旧町時代の悪しき慣例を役所、教育委員会、議会がぐるになって継続してきた愚行は赦されない。

特定の団体の規約にこのような一方的な「負担金」を強要することはおかしい。

学校への援助が目的であれば、卒業生や教職員、関係者が会員となりそれらの会員が支払う会費で運営されるべきであって、税金を使うことを目的して会を作るべきではない。

また、この振興会に3名の議員が議会から、審議委員として選出されている。

それらをチェックするべき立場の市議員は振興会会員であり内部におり見過ごしている罪は大きい。

審議会ではないのに議員はなにも考えず就任してはならない。

審議会ではない「振興会」である。審議委員の選出はやめなければならない。

これを容認している議会事務局も怠慢である。

振興会規約第5条によると「本会の組織は次の者を持って構成する、「市長、教育長、総務部長、議会議員3名、自治会長、学識経験者、教頭、PTA 会長・副会長、同窓会長」としている極めて偏った会である。

補助金は市からの呼びかけで申請するように促している「地域活性化及び次世代人財育成を目的として事業を実施される貴会に対し、今年度も事業補助をすることとしております。」とある。

しかし、最近の事業報告書を見ると学校の予算で支出しなければいけない費用を市民の税金で肩代わりしている。

平成20年までは、「委託金」であり、事業報告書の提出もなければ支出の報告や領収書の提出もない税金のばらまきであった。

平成23年度の決算報告書に基づき不正な支出は合計391,283円である。

これらの支出の領収書宛名は「篠山産業高校 丹南校」であり「振興会」名の領収書ではない。

修学旅行の下見をするバス代金や「学校行事」の費用は、本来学校が支払わなければならない。

「振興会」は、市民の税金で肩代わりをすることを目的に設立した「任意団体」である。

決裁者及び町長・市長、副市長、総務部長はこれらの不当な支出を黙認してきたことは、領収書の宛名「篠山産業高校 丹南校」としたのを見れば一目瞭然である。

それらを経費として、長年にわたり看過し決算を認めた罪は大きい。

また、市議員3名は振興会会員になっている。内部におり見過ごしている罪は大きい。

市政をになう資格はなく議員として資質を疑う。

本来このような会は、同窓会や学校関係者から会員を募り、集めた会費を原資としてしなければならない。市民のすべてが篠山産業高校に通学しているわけではなく一部の利益のために公金を支出することはまかりならない。現在は、酒井

隆明市長が振興会の会長であり酒井隆明が補助金の交付請求をするように申請する茶番劇である。

特定の団体の規約にこのような一方的な「負担金」を強要することはおかしい。

この会の発足時に真っ当な考えが出来る町民や職員、議員はいなかったのだろうか。

また、長年にわたりこの負担金を看過してきた専決決裁者 副市長 総務部長の責任は極めて重い。市長及び決裁者らに、391,283円を返還するよう勧告されたい。

また、振興会への補助金を廃止するようとの勧告をされたい。行財政改革を実行しているといいながら特定の団体を優遇することは辞めなければいけない。

(2) 事実を証する書面

ア. 平成23年度高等学校振興会補助金交付に係る申請手続きについてと題する文書（市長から振興会会長への平成23年10月7日付文書）

イ. 平成23年度 丹南校振興会歳入歳出予算書

ウ. 振込金受取書2通（修学旅行事前指導費バス代40,630円手数料込、里山文化バス代24,570円手数料込）

3 請求の要件審査

本件措置請求は、自治法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成24年11月16日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象とした事項

措置請求書に記載されている事項等を勘案し、本請求の趣旨を次のように解して監査対象とし、項目(1)から(4)が「不当な公金の支出」に該当するか否かについて、監査を実施した。

(1) 振興会規約が最初から公金を不当に受け取ることを目的としているとの主張について

(2) 添付されている領収書の宛名が振興会名ではなく、また、一部は学校が本来支払わなければならないものであるとの主張について

(3) 市民の全てが篠山産業高校に通学しているわけではなく、一部の利益のための公金支出であるとの主張について

(4) 振興会会長である市長が市長に補助金の交付申請をしているとの主張について

2 監査の対象としなかった事項及びその理由

(1) 監査の対象としなかった事項

次の件については、監査の対象事項としなかった。

- ア. 平成20年度以前の負担金及び平成22年度以前の補助金
- イ. 振興会の組織に篠山市議会議員3名が含まれるとの点

(2) 監査の対象としなかった理由

上記(1)アについて、自治法第242条第2項により、職員措置請求は、正当な理由がある場合を除き、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないものである。

また、上記(1)イについて、措置請求は、財務会計上の行為等が違法又は不当と推定されるよう個別的、具体的にその理由及び事実を摘示する必要があるところ、本件措置請求に関する請求内容、請求人陳述内容及び事実を証する書面のいずれから、市議会議員が組織に含まれていることで、本件補助金にどのような違法又は不当性が生じているかなどが明確となっていない。

2 監査対象部局

総務部総務課

3 関係職員陳述

監査対象部局から関係書類の提出を求め、平成24年11月27日に総務部総務課の関係職員から陳述の聴取をした。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成24年12月3日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

なお、新たな証拠（追加証拠）として、下記の文書が提出された。

- ア. 平成23年度振興会会計と題する収入支出内容及び金額等の明細
- イ. 各種振込依頼書及び領収書等写し13枚
- ウ. 平成23年度文化祭会計報告と題する文書

第3 監査の結果

監査の結果、請求人の主張にはいずれも理由がないものと認められた。したがって、本件措置請求についてはこれを棄却する。

以下、事実関係の確認、監査委員の判断について述べることとする。

(1) 事実関係の確認

今回実施した関係職員陳述等により次のとおり事実関係を確認した。

ア. 振興会からの補助金交付申請日は平成23年10月11日付であり、その額は450,000円である。

イ. 同交付決定日は平成23年10月20日付である。

ウ. 補助金は2回に分けて支出されている。

エ. 第1回目の支出は平成23年11月21日で330,000円、第2回目の支出は平成24年2月20日で120,000円である。

オ. 平成23年度の補助金の額は平成24年3月30日に実績報告がされており、419,454円で確定されている。

カ. 補助金交付申請書による補助事業等の目的は、地域活性化及び次世代人材育成を目的とし、地域貢献・地域連携の成果を発揮することを期待するとある。

(2) 監査委員の判断

本件措置請求について、次のとおり監査委員の判断を述べる。

請求人は、市の補助金で運営されることが前提となる振興会規約が最初から不当に公金を受け取ることを目的としており、また、補助金実績報告書に添付の領収書の宛名が振興会のものではないこと、かつ、本来学校が負担しなければならないと考えるものまで、補助金で賄われているとしている。

さらに、市民の全てが丹南校に通学しているわけではないので、一部の利益の為に公金を支出し、その手続きで振興会会長である市長が市長に補助金の交付申請をしている茶番劇であるとしている。

これらのことが、不当な公金支出にあたりと主張しているので、この点について判断する。

判断(1)

まず、振興会規約と本件の補助金の関係について判断する。

振興会規約第12条によると「振興会の経費は、篠山市の負担金等をもってあてる。」と確かに記載されている。

請求人は任意団体の規約に経費を篠山市が負担することを決めることができるのかと主張しているが、振興会の組織に市長、市議会議員、市幹部職員ほかで構成されているためでもあるが、この規約の1文によって、市が補助を行うことが義務付けられている訳ではない。

むしろ、市が補助金を交付するためには、振興会の規約ではなく、法等の規定に準拠している必要があり、本件補助金交付の直接の根拠となりえるのが、自治

法第232条の2である。

すなわち、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」ということであり、その他様式等詳細は篠山市補助金交付規則(平成17年規則第25号。以下「交付規則」という。)によることになる。

そこで、補助金を交付するために重要となるのが、公益上必要がある場合に該当するかどうかであり、それは長及び議会が一応認定すべきことである。

ただし、全くの自由裁量行為ではないとされており、そこには客観性も必要である。

本件の補助金の目的は、事実確認力にも記載のとおり、「地域活性化及び次世代人材育成を目的とし、地域貢献・地域連携の成果を発揮することを期待する」ことである。

この点当局によると、里山環境保全活動や小高連携いきいき授業などを通じ、地域貢献・地域連携がされており、そのことから地域活性化及び次世代人材育成にも取り組まれているとしている。

それら当局の主張には一定の妥当性があるため、本件の補助金交付自体に、不当性はないと判断できる。

判断(2)

次に添付されている領収書の宛名が振興会名ではなく、また、一部は学校が本来支払わなければならないものであり、それらの額は391,283円との主張について判断する。

一般的に補助金に係る事務を行う場合、領収書の宛名は請求人主張のとおり、補助金の交付を受けた団体名であることが必要であるところ、請求人提出の追加証拠を確認する限り、高等学校名の領収書となっているものが大半である。

これに対して、当局は、実績報告において、領収書の記載内容についても、個別に確認しているとのことであり、使途不明と主張されているものも含め、高等学校予算で支出するものを混同しているわけではないと説明する。

しかしながら、当局の確認において他の収支等帳票との整合性のチェックが行われていることは認められるものの、なんら指摘することなく実績報告書进行处理していることは、本来行うべき補助金額の確認等に不十分な点が認められ、当局における確認は、少なくとも適切性を欠くものであったと言わざるを得ない。

また、請求人があわせて主張する、本来学校が支払うべきものが存在するとの点について、当局によると本件補助金の交付対象事業が特定の事業に対してではなく、多くが授業として実施されているものであり、また、各種学校行事や教諭の資質向上のための研修も補助目的に合致しているとしている。

これらのことから、総合的に判断すれば、領収書の宛名の問題や、補助金支出において、補助目的に合致しているか疑わしいものも見受けられるが、補助事業が学校行事や授業と連携して実施されていることから、補助金の使途が補助目的に完全に合致していないとまでは言えず、補助金の返還を求めるには至らない。

判断(3)

次に市民の全てが篠山産業高校に通学しているわけではなく、一部の利益のための公金支出であるとの主張について判断する。

この点は判断(1)や(2)における当局の説明からすれば、本件は市内に存在する、丹南校の振興会を通じ補助金を交付することで、地域活性化及び次世代人材育成を目的とし、地域貢献・地域連携の成果を発揮することを期待していることであり、すなわち、その成果で間接的に市民に利益が分配されることを狙っているのであると判断できる。

補助金の交付にあたっては、先に記載したとおり公益上の必要性にもとづき、長が判断し交付するものであり、必ずしも、全市民に直接的に等しく利益が分配される必要があるものではなく、一部の利益のための公金支出であるとの主張はあたらず、不当性はない。

判断(4)

最後に振興会会長である市長が市長に補助金の交付申請をしているとの主張について判断する。

振興会の会長は篠山市長であるので、交付申請は請求人主張のとおりの手続きで行われている。

なお、補助金交付決定通知書の発信者は副市長であるが、このことを請求人は茶番劇からくる後ろめたさによるものと主張している。

しかし、そうではなく、民法(明治29年法律第89号)第108条の自己契約及び双方代理の規定に考慮した上での手続きである。

すなわち、自治法においても、民法第108条を排除する特段の規定は設けられていないため、地方公共団体等が締結する契約等にも、民法のこの規定が適用されることになる。

したがって、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為外は、同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできないとされるので、長から委任を受けた副市長が交付決定を行ったものであり、不当性はないと判断する。

以上判断(1)から(4)により、補助金の交付自体とその手続き等不当性がなく、

また、補助金の使途が補助目的に完全に合致していないとまでは言えないので、請求人が当職に対し、市長及び決裁者らに391,283円を市に返還すること及び振興会への補助金廃止を求める、とする本件措置請求には、理由がないものと判断する。

第4 意見

本件措置請求についての監査委員の判断及び監査結果は以上のとおりであるが、市長に対し次のとおり意見する。

- 1 本件の補助にあたり、実績報告書に添付の領収書等の宛名が振興会名になっていないのは、適切さを欠いているので改めるとともに、補助金の実績報告書の提出を受けた場合の確認は十分に行うこと。
- 2 本件の補助金について、一定の公益上の必要性は有していると判断できるものの、補助対象と補助対象外の経費が明確ではなく、補助金を交付する以上、補助金交付申請書の段階から補助目的に合致する具体的な計画と予算を求め、補助金と学校の経費負担を区分し明確にしておくこと。